

保護者様

高崎市立高崎幼稚園
園長 佐藤 明彦

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止報告書

お子さんは、学校保健安全法及び文部科学省の通知により出席停止となります。
ご家庭においては、かかりつけ医等と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。
なお、登園の際には、下記の「出席停止報告書」に必要事項を記入の上、幼稚園へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症と診断され、指示を受けた内容を下記に記入し、幼稚園へ提出してください。
「療養証明書」の提出の必要はありません。

-----切り取り-----

令和 年 月 日

高崎市立高崎幼稚園長 様

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止報告書

このことについて、以下のとおり報告します。

組 氏 名

保護者名

1 出席停止の取扱いとなる事由

陽性が判明された (検査機関 (病院等) :)

<発 症 日 月 日>

<検 査 日 月 日> <陽性判明日 月 日>

2 出席停止 (自宅療養) 期間

月 日 () ~ 月 日 ()

【参考】新型コロナウイルス感染症の療養期間の基準

- ※ 有症状の方：発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日間かつ症状が軽快して1日経過するまでとなります。
- ※ 無症状の方：検体を採取した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日間かつ症状が軽快して1日経過するまでとなります。

<出席停止期間のめやす表>

↓発熱などの症状が始まった日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

発症後日数		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	
体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
例1	発症から1日目に症状軽快した場合	症状あり	症状軽快				出席停止期間	登園可能			
例2	発症から2日目に症状軽快した場合	症状あり	症状軽快								
例3	発症から3日目に症状軽快した場合	症状あり	症状軽快								
例4	発症から4日目に症状軽快した場合	症状あり	症状軽快								
例5	発症から5日目に症状軽快した場合	症状あり				症状軽快					
例6	発症から6日目に症状軽快した場合	症状あり									症状軽快

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
※発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨しますが、強制するものではありません。